

社会福祉法人に対する指定都市の指導監査権限の
強化を求める意見書

現在本市は、所管する 180 の社会福祉法人（以下「法人」という。）及び本市に存する社会福祉施設及び事業（以下「施設等」という。）に対して、その適正な運営を確保するために、社会福祉法（以下「法」という。）及び関係法令に基づく指導監査を実施している。

本市長が所轄庁となる法人（本市のみにおいて事業を行う法人）に対しては、指導の実効性を確保するため、法第 56 条第 2 項に基づく改善命令、同条第 3 項に基づく業務停止命令などを行うことができるが、本市長が所轄庁とならない法人に対しては、これらを行うことができない。

したがって、本市に主たる事務所を置き、本市において事業の大部分を行っているが、本市以外においても事業を行っている法人は、所轄庁が都道府県知事又は厚生労働大臣となるため、本市は市内に存する施設等の指導監査は実施できても、施設等を運営する法人に対して、改善命令や業務停止命令などを行うことはできない。

しかし、複数の施設等を運営する法人では、施設等の業務を法人が一括して管理する場合もあり、法人と施設等の運営は密接な関係にある。

したがって、施設等の適正な運営を確保するためには、法人と施設等の一体的な指導が必要な場合もある。

よって、国会及び政府においては、指定都市の市域内に主たる事務所を置く法人に対する指導監査権限を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）6 月 13 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、
市政改革・みんなの会所属議員全員及びみんなの党木村彰男議員